別紙

指名停止措置の概要

1　指名停止措置業者名、住所及び指名停止措置期間

	指名停止措置業者	住所	指名停止措置期間
1	株式会社 シミズ・ビルライフケア	東京都中央区京橋二丁目１０番２号	令和８年11月６日～令和９年２月５日
2	アルソシアReビルド 株式会社	東京都中央区新川二丁目２７番１号	令和８年11月６日～令和９年３月５日
3	株式会社伊勝	神奈川県横浜市鶴見区生麦一丁目５番３号	令和８年11月６日～令和９年２月５日
4	建装工業株式会社	東京都港区西新橋三丁目１１番１号	令和８年11月６日～令和９年３月５日
5	株式会社 Ｊ－ＢＩＳメンテナンス	東京都千代田区鍛冶町二丁目６番１号	令和８年11月６日～令和９年３月５日
6	株式会社セラフ榎本	埼玉県川口市芝中田二丁目３４番１６号	令和８年11月６日～令和９年２月５日
7	シンヨー株式会社	神奈川県川崎市川崎区大川町８番６号	令和８年11月６日～令和９年２月５日
8	株式会社 リニューアルウィングス	東京都墨田区両国一丁目１５番９号	令和８年11月６日～令和９年３月５日
9	株式会社アイピー２１	東京都千代田区神田神保町一丁目２０番地	令和８年11月６日～令和９年３月５日
10	ヤシマ工業株式会社	東京都中野区新井二丁目１０番１１号	令和８年11月６日～令和９年５月５日
11	株式会社大京穴吹建設	香川県高松市藤塚町一丁目１１番２２号	令和８年11月６日～令和９年５月５日
12	ヤマギシリフォーム工業 株式会社	東京都品川区東品川一丁目２番５号	令和８年11月６日～令和９年５月５日
13	合人社エンジニアリング 株式会社	広島県広島市中区袋町４番３１号	令和８年11月６日～令和９年３月５日
14	株式会社 ＮＡＫＡＭＵＲＡ	東京都品川区上大崎三丁目６番４号	令和８年11月６日～令和９年５月５日
15	ニットクメンテ株式会社	東京都北区豊島七丁目２５番６号	令和８年11月６日～令和９年１月５日
16	株式会社大塗	愛知県春日井市八幡町７７番地４	令和８年11月６日～令和９年３月５日
17	株式会社リソー	神奈川県横須賀市山科台１０番１４号	令和８年11月６日～令和９年３月５日
18	南海工業株式会社	東京都世田谷区船橋三丁目２６番７号	令和８年11月６日～令和９年３月５日
19	株式会社ＹＫＫ　ＡＰラクシー	千葉県松戸市東松戸三丁目７番地の２１	令和８年11月６日～令和９年２月５日
20	株式会社サカクラ	神奈川県横浜市磯子区岡村七丁目３５番の１６	令和８年11月６日～令和９年３月５日
21	株式会社翔設計	東京都渋谷区千駄ケ谷四丁目２４番１５号	令和８年11月６日～令和９年３月５日

別紙

2　指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事及び業務

3　事実概要

上記「1 指名停止措置業者名、住所及び指名停止措置期間」に記載の業者は、公正取引委員会により、令和８年９月２８日、関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事に関して、独占禁止法第３条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者であり、排除措置命令（注１）及び課徴金納付命令（注２）の対象業者として公表された。

（注１）株式会社ＹＫＫ　ＡＰラクシーを除く

（注２）株式会社ＹＫＫ　ＡＰラクシー及び株式会社翔設計を除く

4　指名停止措置理由

上記３は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和５９年４月１日付建設省営管第１２４号）別表第２第５号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

＜官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領＞

別表第２第５号

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 5 指定区域※内において、業務に関し独占禁止法第３条又は第８条第１号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第１２号に掲げる場合を除く。）。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から ２ヵ月以上９ヵ月以内